わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報おおわに

11月号
令和8年
（2026年）
No.778



今月のおもな内容

◇まちの話題・・・・・・・・・・2、3
◇まちのお知らせ・・・・・・・・・4～13
◇議会だより・・・・・・・・・・14～20
◇こちら警察・消防！・・・・・・・22、23
◇21あおもり経営支援通信・・・・・26
◇特集 ～「大鰐魂」繋いだ想い～・29
◇おおわにかわら版・・・・・・・・30
◇月替わりの掲載コーナー・・・・・31

～4会場で熱戦～　第16回大鰐町長杯&ロータリークラブ杯あじゃらCUP

8月29日（土）から30日（日）までの2日間に渡り、大鰐スタジアムを始めとする4つの会場で熱戦が繰り広げられました。開会式では、来賓の方々から選手たちに向けた熱いメッセージが贈られ、出場チームを代表し、ダイヤモンドクラブ八戸の沼舘主将の力強く闘志のこもった選手宣誓で幕を開けました。

本大会には、青森県、岩手県、秋田県の3県から、合わせて強豪16チームが出場し、陸前高田ベースボールクラブ（岩手県）が見事頂点に輝きました。大会結果と、当町から出場したあじゃらBBCの熱戦の様子は28ページに掲載しております。







～美味しいお酒と料理で笑顔に～　第23回ちどりあし祭

9月18日（金）、大鰐温泉商店会が主催する「第23回ちどりあし祭」が開催されました。

関係者による鏡開きを行った後、参加者たちは指定された店舗へと足を運び、美味しいお酒と料理で終始笑顔が溢れていました。

ちどりあし祭は、町内飲食店16店舗を対象に、指定された4店舗全てを巡ると、豪華賞品が当たる抽選会に参加できるイベントです。最後の抽選会では、くじ引きで当選商品に一喜一憂する参加者で大いに盛り上がりました。







合葬墓の除幕式が行われました



「墓の継承者がいない」「後世に管理の負担をかけたくない」といった町民の切実な声に応え、計画を進めていた合葬墓が完成しました。

令和８年９月１日の運用開始に先立ち、同日午前には町長、施工業者、管理業者ら関係者が出席し、厳かに除幕式が執り行われました。同日午後からは利用申し込みの受け付けと相談会が行われ、初日から多くの相談が寄せられました。

社会福祉法人北光会様から寄付をいただきました



小学校・中学校の音楽活動の費用として、社会福祉法人北光会（小田桐磨理事長）様から、両校に合わせて金20万円の寄付をいただきました。

９月４日（金）に大鰐温泉介護センターあぜりあで行われた寄附の贈呈式では、両校の校長先生から寄附への感謝の言葉が述べられました。いただいた寄付金は、大鰐小学校・中学校の音楽活動の費用として活用される予定です。

認知症に関する映画「オレンジ・ランプ」を上映しました



９月21日は「世界アルツハイマーデー」であり、この日を含む９月は「世界アルツハイマー月間」として、全国各地で認知症に関する普及啓発の取り組みが行われています。町でも多くの方に認知症について知っていただけるよう、９月６日（日）、大鰐町地域交流センター鰐 come において、39歳で若年性認知症になった方とその家族をモデルにした映画「オレンジ・ランプ」を上映し、53名の方に鑑賞いただきました。

映画をきっかけに、認知症について理解が深まった、関わり方を考えるきっかけになったという方が多くおり、「自分も認知症になるかもしれないのでこれからのことを考えたい」という声も聞かれていました。

阿闍羅山大権現大祭・朔日山お山参詣が開催されました



９月11日（金）、阿闍羅山大権現大祭・朔日山お山参詣が行われ、多くの参拝者が阿闍羅山を訪れました。

当日は、阿闍羅山山頂にて神事が執り行われ、参加者は家内安全や無病息災、五穀豊穣などを祈願しました。

先達を先頭に、「サイギ、サイギ」の唱文と登山ばやしを響かせ、色鮮やかな幣束やのぼり旗が並ぶ中、参拝者は厳かな雰囲気の中で手を合わせ、地域に受け継がれる信仰と伝統に思いを寄せていました。

遠方から訪れた参拝者の姿も見られ、「天候にも恵まれ、気持ちよく参拝できた。山頂からの景色が素晴らしかった」との声が聞かれました。

認知症サポーター養成講座が開催されました



９月11日（金）、大鰐小学校４年生42名を対象に、認知症について正しい知識や方法を学ぶ「認知症サポーター養成講座」が開催されました。

認知症に関する講話やクイズ・寸劇を通して、接し方のポイントである３つの「ない」（①おどろかせない、②急がせない、③心をきずつけない）について、楽しみながら学んでもらうことができました。

参加した児童からは、「認知症の人やお年寄りに優しくしたい」「認知症の人を助けるポイントがよくわかりました」といった感想が聞かれました。

「おおわに応援商品券」の使用期限がせまっています！

「おおわに応援商品券」の使用期限は、**令和８年11月30日（月）**までとなっています。

使用しなかった商品券の払い戻しはできません。まだお手元にある方はお早めにお使いください。

商品券取扱店舗には、ポスター、ステッカーを貼り出しています。



◆商品券取扱店舗の皆さまへお願い◆

・使用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。

・商品券の換金受付期限は、**令和８年12月10日（木）**となっております。期日までの換金手続きをお願いします。

■お問合せ

商品券の使用・取扱店舗の換金に関すること

●大鰐町商工会　　☎48・2335

商品券の受取に関すること

●大鰐町企画観光課　☎55・6561(直通)

👈ホームページはこちら

【入場無料！】東京で開催される移住フェアに出展します！

将来的に町に戻りたいと考えている方や町で地域おこし協力隊として働きたいと考えている方など、この機会に移住相談をしてみませんか。関東圏にお知り合いがいる方は、情報提供のほどよろしくお願いします。

1 青森県 UI ターンフェア２０２６

・日　　時：令和８年11月７日（土）　10時～16時30分（入退場自由）

・場　　所：東京交通会館12階（東京・有楽町）

・事前登録：当日の入場がスムーズになります（10月上旬から開始予定）

※詳細は、右記に記載の二次元コードから、ご確認ください　→

2 JOIN-FURUSATO 移住・交流＆地域おこしフェア２０２６

・日　　時：令和８年11月14日（土）　11時～17時

・場　　所：東京ビックサイト　東７ホール（東京都江東区有明３丁目11- １）

・来場方法：事前登録が必須（開催１か月前から開始予定）

※詳細は、右記に記載の二次元コードから、ご確認ください　→


大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

■お問合せ　企画観光課　移住定住促進係　☎55・6561(直通)

地域包括支援だより

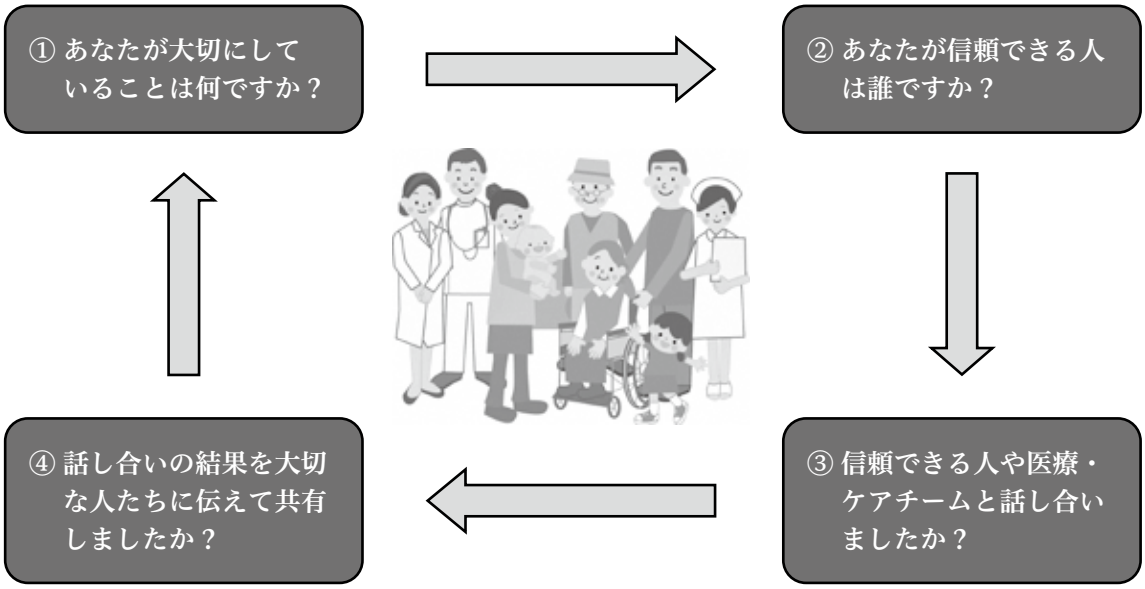
11月30日は「人生会議の日」

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危険が迫った状態になると、約70％の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議（ＡＣＰ：アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

人生会議（ACP）してみませんか？

心身の状態に応じて意思は変化することがあります。次の４つのステップに沿って、何度でも繰り返し考え、話し合いましょう。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html



さわやかシニア教室　参加者募集

65歳以上の町民を対象に筋力アップのための運動や認知機能低下予防のレクリエーション、脳トレやお口の体操を中心とした内容で行う介護予防や仲間づくりを目的とした教室です。

参加を希望される方は、実施日に直接会場にお越しください。

対 象 者　65歳以上の町民
参加費用　無料
開催日時　月２回程度　水曜日　13：30～15：00
場　　所　大鰐町中央公民館　集会室

開催日

11月	11日	25日
12月	9日	23日

■お問合せ　保健福祉課　地域包括支援係　☎55・6569(直通)



地域の力で雪かきを！



除雪活動を行う地区に最大 10 万円を助成します
～高齢者など、除雪が難しい世帯を地域で支える活動を応援します～

地域住民で支え合いながら雪対策を行う団体へ、町がその活動を支援するために助成金を支給します。

募集内容

【対象となる団体】	**町内会など地域住民で組織する団体** ※地区での支え合いによる「除雪活動」を推進するものであるため、原則として地区の住民単位での実施を想定しておりますが、地区の住民単位以外での実施を希望する場合には下記へご相談ください。
【対象となる内容】	対象となる団体が、除雪困難者宅にて 地域の助け合いにより実施する除雪活動 **（1）除雪困難者** ○75歳以上の独居又は高齢者のみで構成される世帯 ○身体障がい者の単身世帯 ※親族による除雪支援が望めない世帯 **（2）除雪の範囲** 除雪困難者の玄関から道路までの通路確保の除雪等  ≪過去に実施した地区の様子≫
【助成金額】	1 団体 10万円（上限）

事業の流れ



地域での話し合い
11 ～ 12 月頃
地域で除雪を行う担い手、除雪困難者となる世帯、活動の日時について等、話し合いましょう。



実施の相談
随時
地域での話し合いをもとに、町へ事業の実施について相談をしてください。



除雪の実施
契約後～翌年３月まで
町と話し合いをし、手続き終了後に事業を実施してください。



地域での振り返り
３月中旬
事業実施後、良かった点、反省点などを話し合いましょう。



実績報告
３月末まで
振り返りをもとに必要書類を用意し、３月末までに町に報告してください。



助成金交付
３月末～４月上旬
実績報告の確認後、助成金を団体の指定口座に振り込みます。
※話し合いによっては事業実施前の概算払いも可能です。

「地域除雪」について希望がある団体、または、相談を希望する団体は下記へお問合せください。

■お問合せ　保健福祉課　介護保険係　☎55・6568(直通)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

●新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまでに時間を要するため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。取扱金融機関と申し込み方法は次のとおりです。

【取扱金融機関】

・青森みちのく銀行
・東奥信用金庫
・つがる弘前農業協同組合
・ゆうちょ銀行

【申し込み方法】

次のものをご持参のうえ、金融機関で申し込みをお願いします。

・通帳
・通帳に使用している印鑑

●保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は住民生活課国保年金係へご相談ください。

また、災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

しかし、火災保険等により被害額以上の給付を受けた場合、保険料の減免申請は却下されますので、火災保険等の加入状況をご確認のうえ、減免が認められるかどうか窓口でご相談ください。

○後期高齢者医療保険料第５期（普通徴収）納期限は令和８年11月30日（月）です。

■お問合せ　住民生活課　国保年金係　☎55・6563(直通)
青森県後期高齢者医療広域連合　☎017・721・3821

住民生活課 年金だより

●国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構より「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されています。お手元に届きましたら、年末調整や確定申告の際にご利用ください。また、国民年金保険料を納付している方のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方には電子データで送付されます。受け取った電子データは、国税庁が提供する e-Tax での確定申告等に利用することができます。なお、電子データで送付した方には書面による郵送は行いません。
送付スケジュールは次の通りです。

○電子データ及び書面（郵送）

対象者	発送時期
令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	10月下旬から11月上旬頃
令和８年10月１日から令和８年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除きます。）	令和９年２月上旬頃

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の所得から控除されますが、控除の対象となるのは令和８年１月１日から令和８年12月31日に納付された保険料の全額です。対象期間中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。なお、ご家族が負担すべき分を支払っている場合は、ご自身の分に加えその保険料についても控除が受けられる場合があります。

また、日本年金機構ホームページにおいて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について掲載されていますのでぜひご覧ください。また、同ホームページにチャット形式にて自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されていますので、ぜひご利用ください。

■お問合せ　日本年金機構ホームページ　https://www.nenkin.go.jp/
ねんきん加入者ダイヤル　☎0570・003・004
弘前年金事務所　☎27・1339
住民生活課　国保年金係　☎55・6563(直通)

●入院したときの食事代について（入院時食事療養費）

入院した場合､診療にかかる費用とは別に食事代を負担することになります。交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、食事代が下表に記載の負担額になります。また、住民税非課税世帯の方が医療機関へ１食550円で支払った場合や、91日目以降の入院で90日以内の負担額を支払った場合は、申請することにより差額の返還を受けることができます。申請時には、医療機関から発行された領収書が必要です。

◇70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	１食あたりの食事代	
ア、イ、ウ、エ （住民税課税世帯）	550円	
オ （住民税非課税世帯）	過去12か月で90日以内の入院	過去 12 か月で 90 日を超える入院※3
	270円	220円

◇70歳以上75歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

所得区分	１食あたりの食事代	
現役並所得者（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）及び一般 （住民税課税世帯）	550円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）	過去12か月で90日以内の入院	過去12か月で90日を超える入院※3
	270円	220円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯）	130円	

（※３）90日を超えて入院した場合、適用を受けるためには窓口で申請が必要です。また、申請時は入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）をご持参ください。

●自己負担額は世帯で合算できます（世帯合算）

同じ世帯内で国民健康保険に加入中の複数の方が同じ月に医療機関を受診したときや、ひとりの方が複数の医療機関を受診したとき、自己負担額は世帯で合算することができ、合算した負担額が負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。

≪合算対象のポイント≫

・70歳未満の方は、自己負担額（調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算した金額）が21,000円以上のものが合算の対象となります。

・70歳以上の方は、自己負担した全金額が合算の対象になります。

●外来療養にかかる年間の高額療養費（外来年間合算）

70歳から74歳までの方で、基準日（７月31日）時点の所得区分が一般または低所得だった方において、８月１日から翌年７月31日までを一年とし、一年間の外来療養の自己負担額（限度額適用後の金額）の合計が144,000円を超えた場合、超えた金額が外来年間合算高額療養費として支給されます。対象となる方には、申請の勧奨を行っています。

●医療費と介護保険サービス費の合計が高額となったとき（高額介護合算）

医療費が高額になった世帯に介護保険サービスを利用している方がいる場合、８月１日から翌年７月31日までの一年間でそれぞれの限度額適用後の自己負担額を合算し、基準額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。

なお、対象となる方には勧奨を行っています。

■お問合せ　住民生活課　国保年金係　☎55・6563(直通)

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●医療費が高額になったとき（高額療養費）

ひと月の医療費の自己負担が高額となった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。対象になると思われる方には、申請の勧奨を行っています。申請には、医療機関が発行した領収書が必要ですので、大切に保管しておきましょう（紛失した場合は再発行が必要な場合があります）。

また、高額療養費制度の見直しが行われ、令和８年８月から自己負担限度額が見直されました。さらに、長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能を強化させるため、年間上限額（８月から翌年７月までの自己負担上限額）が新設されました。

「限度額適用認定証※1」または「限度額認定・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、窓口支払額を限度額までとすることができます。急に入院が必要になり、医療費が高額になるときに備え、事前に申請しておきましょう。ただし、国民健康保険税を滞納している世帯は、交付できない場合がありますのでご注意ください。なお、マイナ保険証を利用する場合は、限度額適用認定証等の申請は不要です。

◇70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		３回目まで	４回目以降※2	年間上限
901万円を超える	ア	270,300円+(医療費－901,000円)×１％	140,100円	168万円
600万円を超え901万円以下	イ	179,100円+(医療費－597,000円)×１％	93,000円	111万円
210万円を超え600万円以下	ウ	85,800円+(医療費－286,000円)×１％	44,400円	53万円
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	61,500円	44,400円	53万円
住民税非課税世帯	オ	36,900円	24,600円	29万円

◇70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来(個人単位)	外来＋入院(世帯単位)	年間上限	限度額適用認定証発行有・無
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	270,300円+(医療費－901,000円)×１％〈４回目以降※2：140,100円〉		168万円	無
	Ⅱ（課税所得380万円以上）	179,100円+(医療費－597,000円)×１％〈４回目以降※2：93,000円〉		111万円	有
	Ⅰ（課税所得145万円以上）	85,800円+(医療費－286,000円)×１％〈４回目以降※2：44,400円〉		53万円	有
一般（課税所得145万円未満等）		22,000円	61,500円〈４回目以降※2：44,400円〉	53万円	無
低所得者Ⅱ		11,000円〈外来年間上限：96,000円〉	25,700円〈４回目以降※2：24,600円〉	29万円	有
低所得者Ⅰ		8,000円	15,700円	18万円	有

（※１）70歳以上の方の「限度額適用認定証」は、「現役並み所得Ⅲ」と「一般」は発行されませんので、表をご確認のうえ、国保年金係まで申請ください。

（※２）過去12か月以内に同世帯で限度額を超えた高額療養費の支給が、４回以上あった場合に適用される限度額です。

◎所得区分は町民税の申告の額で決まります。令和８年８月から令和９年７月診療分は、令和８年度（令和７年分）の課税所得額で決定されます。

◎入院時の食事代や診断書料など、保険適用外のものは高額療養費の対象となりません。

◎同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別計算となり、70歳未満の方は保険適用の自己負担額が21,000円を超えたものが合算の対象となります。

◎調剤は、処方箋を出した医科、歯科とそれぞれ合算します。

◎75歳を迎えた月は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ２分の１になります。

「まるごと大鰐秋の感謝祭」が開催されます！

大鰐ならではのものを集めた「まるごと大鰐秋の感謝祭」が開催されます！大鰐温泉もやしや大鰐高原りんごの販売、おいしいグルメ、ふるまい、ステージイベントなど楽しい企画が盛りだくさんです！

皆さまぜひお越しください！

〇日　時　　令和８年11月29日（日）10：00～15：00

〇ところ　　大鰐町地域交流センター「鰐 come」

●イベントスケジュール

ふるまい

10：00　お茶・お菓子のふるまい
12：15　もやし汁ふるまい（数量限定先着100食）

販売会

10：00　大鰐高原りんご販売
10：00　鰐人（わにんど）の青森県産野菜販売
13：00　大鰐温泉もやし販売（数量限定）

ステージイベント

10：00　大鰐町消防団ラッパ隊
10：30　おおわに文化幼稚園　鼓笛隊
11：00　夢源郷（むげんきょう）よさこい
11：30　幸田和也さんスペシャルライブ
12：00　大鰐クイズ
12：30　特産品紹介（音声のみ放送）
13：15　弘大囃子組（弘前大学サークル）
14：00　利きりんごジュース
14：40　お菓子まき

※ステージイベントは、弘前大学の学生が企画・運営を行っています。
※都合により、内容・スケジュールが変更になる場合があります。

ほか催し　10：00～15：00

★町内外からのグルメ・雑貨　出店
★大阪府泉佐野市からの特産品販売があります！
★縁日・体験ほか
　お米すくい・ペットボトルボウリング・ミニ雪だるまづくり・レトロゲーム・どうぶつ射的・ヒバと漢方の入浴剤づくり
★もやしバルーンの無料配布
★もやっぴーとのふれあい　　ほか



■お問合せ　まるごと大鰐実行委員会（企画観光課内）
☎ 55・6561（直通）

有料広告



12月６日（日）は大鰐町議会議員一般選挙の投票日です

12月31日をもって任期満了となる大鰐町議会議員一般選挙が、次のとおり行われます。

●投票日

令和８年12月６日（日）

●投票時間

７時～20時

●告示日

令和８年12月１日（火）

●投票できる方

▽年齢要件　平成20年12月７日以前に生まれた人
▽住所要件　令和８年８月30日までに住民票作成または転入届けをした人

●投票所

投票入場券に記載の指定投票所で投票できます。詳しくは町ホームページでご確認ください。

投票区・投票所一覧

●開票の日時・場所

令和８年12月６日（日）20時50分から、町中央公民館４階で行います。

●期日前投票

投票日当日、仕事や用事等のため投票所で投票することができない見込みの方は、事前に投票することができます。

①期間
令和８年12月２日（水）～令和８年12月５日（土）
②投票時間　８時30分～20時
③投票場所　大鰐町期日前投票所（町役場内）

●不在者投票

投票日当日、仕事等で他の市町村に滞在中、または指定病院・指定老人ホーム等に入院・入所中のため、投票所で投票することができない見込みの方は、不在者投票の請求をすることができます。

①請求期限
令和８年12月５日（土）まで
②受付時間
８時15分～20時
③請求先
大鰐町選挙管理委員会（町役場内）

※親族等が代理人となり請求することができます。また、告示前でも請求することができます。

立候補を予定している方へ

●届出に関する事前説明会の日時・場所

①開催日　令和８年11月６日（金）
②時　間　10時～
③場　所　大鰐町議会議場

●立候補届出日・時間・場所

①届出日　令和８年12月１日（火）
②時　間　８時30分～17時
③場　所　大鰐町議会議場

■お問合せ　町選挙管理委員会事務局　☎48・2111

『農業者年金』で老後の生活を安心サポート！！

農業者年金は農家のための終身年金です。また、通常加入の部分であれば農業を続けながら年金を受給できることもあり、老後の安心材料になります。



【加入資格】

① 年間60日以上農業に従事
② 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
③ 20歳以上65歳未満の方

上記３つの要件を満たす方ならどなたでも加入できます！
※なお、年間60日以上農業に従事する60歳以上の国民年金の任意加入者も加入できます。

【特徴とメリット】

① **財政方式が「積立方式・確定拠出型」**
少子高齢時代に強い年金制度です。

② **保険料の額は自由に決められる**
月額２万円から６万７千円まで、千円単位で選択でき、いつでも見直すことができます。（35歳未満で要件を満たす方は月額１万円から加入可能）

③ **終身年金**
80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金として遺族に支給されます。

④ **公的年金ならではの税制優遇措置**
支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税につながります。

⑤ **担い手には保険料の国庫補助**
一定の要件（認定農業者・青色申告者等）を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

◎年金シミュレーターについて

独立行政法人 農業者年金基金では、自分でできる年金シミュレーターをホームページに掲載しております。以下の二次元コードをスマートフォンで読み込むと直接年金シミュレーターの画面につながります。この機会にご自身の年金がどのくらいになるか試算をしてみてはいかがでしょうか。
※詳しくは、農業者年金基金ホームページをご覧ください。
（https://www.nounen.go.jp）

■お問合せ　農業委員会　☎55・6592（直通）

農作物の収穫徹底についてのお願い　～カラス被害を減少させるために～

農地や街なかにおいて、カラスによる被害が深刻となっております。

カラスは、自然界に食べ物が少なくなる冬季に多く餓死するといわれています。しかし、未収穫のまま農作物等を放置することが、カラスに対しての無自覚な餌付けとなり、カラスの個体数を減らすことができなくなります。

そこで、カラスの個体数や被害を減少させるため、畑に放置された規格外の農作物については土中に埋める、木に残っている果実等は可能な限り残さず処理する、といった取組について、農業者の皆様のご協力をお願いします。





■お問合せ　農林課　農政農務係　☎55・6574（直通）

第一三〇回俳句箱 入選句

令和八年七月～令和八年九月

優秀賞

●投句数

小・中学生の部　七十三句
高校・一般の部　二十九句
合　計　一〇二句

●小・中学生の部

なつやすみきれいなうみであそんだよ　大鰐小学校　一年　花田すみれ
なつやすみたのしかったよゆうえんち　大鰐小学校　一年　水木　ゆう
くらいよるうちあげはなびもりあがる　大鰐小学校　二年　水木いろ葉
春のかぜ心もぽかぽかいい気もち　大鰐小学校　二年　小野　園実
なつやすみながしそうめんとりづらい　大鰐小学校　三年　棟方　恵那
おにやんまたいいくかんの中にいた　大鰐小学校　三年　水木　実愛
なつやすみともとあそんだこのじかん　大鰐小学校　四年　福士　　心
キラキラのかいがら海のたからもの　大鰐小学校　四年　小堀すみれ
ヤーヤドー楽しい夏がやってきた　大鰐小学校　四年　山中　望愛
夏休み熊牧場でえさやりを　大鰐小学校　四年　佐々木ゆり

●高校・一般の部

入道雪背負ひて立ちし阿闍羅山　弘前市　大瀬　響史
ひた歩く阿闍羅の山の蝉遠く　弘前市　小林　厳喜
万緑の温泉つかり我ワニか　埼玉県ふじみ野市　見世　瑛子
木蓮の渋き花びらあづきいろ　大鰐町　幸山　愛子
涼風や誰のものにもならぬ森　東京都渋谷区　福原　康之
露天の湯滔々と在り蝉時雨　弘前市　木村　　匡
露天風呂寝そべるそばにおにやんま　弘前市　笠原　奉明
まだ眠い朝の目覚まし蝉時雨　大鰐町　宮田　晃暉
湯上がりはアイスクリーム口涼し　秋田県大館市　佐藤　純子
大日の如来見上ぐる赤蜻蛉　東京都東村山市　中林真紀子

こんにちは！ 訪問看護ステーションです

Vol. 11

より安心できる訪問看護を目指して

このたび新たに１名が**「在宅看護指導士」**の資格を取得しました。
現在、当ステーションには２名の在宅看護指導士が在籍しています。
在宅看護指導士は、在宅療養に関する専門的な知識や技術を身につけ、住み慣れたご自宅で安心して療養生活を送れるよう支援するための資格です。
医療処置だけでなく、病気や介護に関する相談、ご家族への支援、他職種との連携など、安心して在宅生活を続けられるようサポートしています。
これからも学びを重ね、一人ひとりに寄り添った訪問看護を提供してまいります。



まずは、お電話ください！
0172-55-6575

大鰐町訪問看護ステーション
大鰐町蔵館字川原田40-4（町立大鰐診療所内）

9月 定例町議会

一般質問

内谷　和津　議員
田田　賀　議員
竹秋　藤須　議員
富士子　文彦　人二　尚浩　広裕　道一　議員
7名登壇

（一）クマ対策として、適正管理されていない農地への対応について
（二）地域活性化起業人事業の活動について



竹内 富士子 議員

問（一）クマの中心地への出没が増加しており、生命・財産への不安が高まっている。その要因の一つとして、りんごや柿、栗などの果樹や、家庭菜園の未収穫作物、生ごみなどの「誘引物」が挙げられている。

クマを寄せ付けない環境づくりには、こうした誘引物の適切な管理が重要ですが、高齢化や担い手不足により、所有者だけで管理することが難しいケースも増えてきている。

今回は、適正管理されていない農地についてお伺いする。

①町内における適正管理されていない農地の実態をどのように把握しているのか。

②クマの対策のために、適正管理されていない農地所有者への周知・啓発をどのように行っているのか。

③高齢者や管理困難者が所有する農地について、新たな担い手を探す方法についてお伺いする。

答（一）（町長）農地法第二条には、「農地について所有権または賃借権、その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を、確保するようにしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定がある。

また、適正管理されないことは、病害虫の発生やクマを含む有害鳥獣を誘引する原因ともなりえるため、定期的な草刈りなど、農地の適正管理をお願いしているところである。

①適正管理されていない農地の把握について、農業委員等が農地パトロールを実施することで、農地の利用状況を把握している。

これは、農地法第三十条に基づくもので、農業者でもある農業委員等が日頃から自らの農地を含む、地域の農地を見回ることで実施している。

②適正管理されていない農地を把握したときは、町担当者が現況等を確認の上、農地所有者へ文書等により適正管理のお願いをしている。さらに、チラシの配布により、農地の適正管理について広く注意喚起を行っている。

③農地の新たな担い手を探す方法について、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地バンクという制度等もあるので、農林課へ御相談をいただきたい。

問（二）稼ぐまちづくりで人口を増やすために、起業家マインドを持つ若者や女性の育成が必要であると考える。

人口減少や少子高齢化が進む中、地域経済を維持・発展させるためには、外部から企業を誘致するだけでなく、町内から新たな事業や仕事を生み出す人材を育成することも必要であると考える。特に、若者や女性が地域でチャレンジできる環境づくりが、「稼ぐまちづくり」の鍵になると考える。

さらに、若い人から起業家が出てくることが大事で、教育をしっかりやると、いろいろなアイデアがそこから生まれてくる。そのために、地域のリーダーが教育に熱を入れることは重要であると考える。

「広報おおわに」の「活動記録」の中の「地域活性化起業人事業」の「活動記録」を見て、その中の写真に、「ブレインストーミングとKJ法」を活用しているのではないか、と思うものがあった。自由奔放な発想をして、その中から斬新なアイデアを生み出せる方法の一つであると認識している。企画力の時代に入っているといわれている今、その企画力をつける方法であると認識している。活動内容について詳しくお聞かせいただきたい。

答（二）（町長）

町では、令和七年十月から、株式会社檜葉三百を地域活性化起業人として受け入れており、地域資源の掘り起こしや地域課題の整理、事業の企画・立案などについて、担当職員等と意見交換を行いながら、具体的な取組につなげるための活動を行っている。

広報誌でご覧になった活動は、檜葉三百が主体となって行っている「あした会議」の取組である。

「あした会議」は、役場の若手職員が、業務の枠を越えて、町のこれからについて主体的に考え、意見を出し合う場であり、職員自身が考え、対話し、アイデアを形成することを目的としたものである。

その中で、ブレインストーミングやKJ法を活用したアイデア創出・意見整理の手法が取り入れられている。ブレインストーミングは、参加者が立場や役職にとらわれず、自由な発想で多くのアイデアを出し合う手法であり、KJ法は、出された様々な意見やアイデアを整理・分類し、そこから課題や新たな方向性を見いだしていく手法である。

こうした手法を活用することで、これまで職員だけでは出にくかった発想や、既存の考え方にとらわれない、斬新なアイデアを引き出すことが期待できるものである。

今後、こういった取組が、職員だけでなく、地域の若者や女性、事業者などにも広がっていけば、地域の中に、自分たちで考え、行動し、新しいものを生み出していくという機運が醸成され、「稼ぐまちづくり」に繋がっていくものと考えている。

（一）学校の体育授業の際の着替えについて
（二）山田町政が五期目で目指すものは



秋田谷 和文 議員

問（一）小学校の体育授業の際、男女で着替えるスペースを分けているかどうか。この問題を過日、某中央紙が二度にわたり大きく報じた。

報道によれば、文部科学省は、男女で着替えのスペースを分けるようにとの指針を出している。

某中央紙は政令指定都市、県庁所在地、東京二十三区の計七十四市区の教育委員会に現状を調査したという。結果、約五割の自治体で男女一緒の着替えをしている学校が認められたとのことである。

あるいは、いろいろ工夫を凝らし、この問題をのりこえているところもあるようである。

わが町の小学校では、如何に対応しているのであろうか。併せて、この問題への中学校の対応もお知らせいただきたい。

答（一）（教育長）

本町の小学校においては、子ども達が活動しやすい服装で登校するように、保護者にお願いしていることもあり、体育の授業の際に着替えをすることはない。

また、水泳の授業は、外部のプール施設で行っており、その施設にある更衣室を利用していることから、男女別々に着替えを行っている。

中学校においては、各学年、男女別々の更衣室兼ロッカー室を整備しており、体育の授業の際には、それぞれの更衣室で着替えを行っている。

問（二）向う四年間、あなたは何をやろうとしているのか。何をやってくれるのか。

①事実上五期目の始まりとなった七月十二日以来、約二カ月が経つ。この間、部下に調査・研究を命じた施策は如何なるものか。

②あなたの任期は有限である。既に残り四年を切った。任期満了の二〇三〇年夏までに、如何なることをやってくれるのか。その結果、私達の生活は二〇三〇年夏には、どんなふうになっているのだろうか。

期待を持ってイメージをしたい。教えていただきたい。

答（二）（町長）

①五期目の町政運営に当たりましては、人口減少や少子高齢化が進む中、限られた財源や人員を有効に活用し、町民の暮らしを支えながら、本町の将来に必要な取組みを着実に進めたいと考えている。

このため、各課長に対し、必要な事業は継続していくことを基本としながら、それぞれの事業の必要性や優先順位を十分に検討し、町全体として何を優先すべきかということを、これまで以上に意識して取り組むよう指示している。

まず、これまで取り組んできた子育てや教育、福祉、産業振興など、町民生活に必要な支援については、社会情勢や町民ニーズを踏まえながら、必要な支援を着実に進めていく。

また、近年の自然災害による農業被害への支援など、その時々の課題にも、迅速に対応していく。

施設整備では、県の支援を受けながら、老朽化が進むスキー場のリフトの更新に取組むほか、必要な整備を進めたいと考えている。

こうした各種施策や施設整備を進める一方で、将来の庁舎整備に備え、基

金を計画的に積み立てていく。庁舎整備については、建設費の高騰や他の大規模事業、今後の財政状況なども見極めながら、適切な時期を捉えて事業に着手できるよう、この四年間で必要な準備を進めていく。

②二〇三〇年夏には、町民に必要な支援をしっかりと行いながら、今後必要となる事業にも取組み、将来に向けて着実に前進している、そのような町にしたいと考えている。



藤田 賀津彦 議員

（一）防犯カメラ設置支援について
（二）宿泊税の早期導入について

問　（一）私は数年前から、一般質問の場で定期的に、防犯カメラ設置についての質問・要望を行ってきたが、プライバシーの問題等々で難しいことの回答から、その後の質問時は、各地区の事情を考慮して、多くの町民が利用するような公共性の高い場所については、関係団体等と協議をしながら、防犯カメラの設置を検討するとのご回答だった。

先日、ある区長の方から、町が防犯カメラ設置の助成をしてくれるのであれば、直ぐにでも設置したいという話を聞いた。

日中農作業により家を空けることによる空き巣や、農産物盗難被害の早期発見や犯罪抑止、獣害の監視にもなる。対策が遅れれば、犯罪件数は増加する。町民の生命・財産・生活を守ることが自治体の最優先事項であることを踏まえ、防犯カメラ設置を希望する地区への助成をお願いしたい。

答　（一）（町長）町民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らすまちづくりにおいて、防犯カメラは犯罪抑止や犯罪の早期解決に高い効果が期待できるものと認識している。

今年度は一箇所に、防犯カメラを設置する予定である。昨年度の調査では、ゴミの不法投棄対策としての、カメラの要望が多数を占めていたことから、再度「防犯」を目的とした調査を実施したいと考えている。地区が設置した場合における、維持管理に係る費用負担、データの管理体制など、クリアすべき課題や懸念事項を把握した上で、助成の可否も含め、今後の対応を検討したいと考えている。

今後とも、防犯カメラの整備をはじめとするハード対策と、防犯意識の醸成を図るソフト対策を一体的に推進し、安全・安心なまちづくりの実現に努めていく。

問　（二）宿泊税導入の自治体が急増し二〇二六年六月時点では、四十五団体。さらに十団体が導入予定となっており、今後も導入の動きが加速する。

近隣自治体では弘前市が既に導入し、導入後も宿泊人数は増加している。

以前の宿泊税導入の質問時、弘前市など先行自治体の動向を注視し、導入後の影響が小さいようであれば、検討委員会を設置するとのご回答を頂き、本定例会に提案されている。宿泊税導入の効果として、「徴収→観光投資→来訪・宿泊増→地域消費増→更なる観光投資」が実証されている。

本町に於いては、ホテル・旅館・民宿・客舎と異なった宿泊施設があり、料金設定にも幅があるので、先ずは宿泊料金一万円以上からの宿泊税導入を検討しては如何か。

答　（二）（町長）宿泊税については、観光振興を取り巻く環境が大きく変化する中、観光資源の磨き上げや受入環境の整備など、将来にわたって持続的な観光振興を図るための安定的な財源として、その必要性が高まっているものと認識している。

本町においても、これまで先行自治体の状況に注目してきたところであるが、宿泊客数等への影響が見られないことから、今般、宿泊税の導入について、幅広い観点から検討するため、本定例会に「大鰐町宿泊税検討委員会設置条例案」を提案したものである。

検討委員会では、宿泊税導入の必要性や目的をはじめ、税率、課税対象、課税免除、徴収方法、税収の使途などについて、宿泊関係団体等の意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えている。

御提案のあった「宿泊料金一万円以上を対象とした宿泊税」についても、一万円という免税点を設けるかどうか、検討委員会の中で、慎重に調査・審議する必要がある。

検討委員会における議論を踏まえ、また、宿泊事業者や関係者等の意見も十分に伺いながら、本町にとって適切な制度となるよう検討を進めていく。



須藤　尚人 議員

（一）大鰐町の将来について
（二）大鰐温泉スキー場の将来について
（三）浜圭介杯カラオケ大会について

問　（一）大鰐町の将来について、町長はどのような考えを持っているのか聞きたい。大鰐町の現状をＡＩにたずねたところ、以下のよう

な回答があった。「大鰐町は何もしなければ、緩やかな衰退ではなく加速度的な縮小に向かう。」「人口減少が財政縮小を招き、財政縮小がさらに人口流出を招く負の循環の中にいる。」「今の延長線上に将来はない。」「変化を選ぶか、衰退を受け入れるかの分岐点に立っている。」「町の存続ではなく、町の活力維持が課題となる時代に入った。」そのような回答である。

この負の循環を断ち切るためには、従来の延長線上ではなく、選択と集中による戦略的な町政運営が必要だと思う。限りある予算を全方位に配るのではなく、重点化する必要があるということである。

将来を見据えて、これらの課題にどのような具体的な政策を進めて行くのかお答えいただきたい。

答（一）（町長）

本町を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小、公共施設の老朽化など、複数の課題が同時に進行しており、今後は限られた財源と人員をどの分野に重点的に配分するかが、これまで以上に重要になるものと認識している。

また、全ての分野に従来と同じ水準で行政サービスを提供し続けることには、財政的にも人的にも限界がある。

そのため、今後は、何を残し、何に重点的に取組むのかという視点をより明確にし、事業の必要性や効果、将来負担などを検証しながら、事業の選択と集中を、進めてまいりたいと考えている。

具体的には、第三期大鰐町総合戦略に掲げてあるとおり、観光や地域資源を生かしたにぎわいづくりによる地域経済の活性化、各種支援制度を活用した移住定住の促進、若い世代の希望の実現に向けた結婚・子育て支援、さらには地域コミュニティや、生活環境の維持に取り組むことにより、人口減少下においても町の活力を、維持できるよう努めてまいりたいと考えている。

人口減少は国全体の問題であり、町独自で止めることは容易ではないが、人口減少のスピードを緩やかにしながら、人口が減っても活力を維持できる、まちづくりを進めることが重要である。

今後も、町民や議会の皆様の声をお聞きしながら、限られた財源を、本町の将来につながる分野へ重点的に配分し、持続可能な町政運営に努めていく。

問（二）①町長は大鰐温泉スキー場の将来について、どのように考えているか。一、リゾート型スキー場としてはどういう形にしていきたいのか。二、競技スキー場としてどういう形で大鰐温泉スキー場を育てていくのか。どういう将来像をもっているのか。

②大鰐スキー場の年度別入込数と索道輸送人員について教えていただきたい。高原スキー場と国際に分けて、高原スキー場が終了した平成二十年ぐらいまでの数値を教えていただきたい。

③高原スキー場の再開についてということである。高原スキー場と国際スキー場に分けて、高原スキー場が索道人員も入込数倍以上になっていると思う。高原スキー場が閉鎖されている状況では、大鰐スキー場の持つポテンシャルの半分も発揮されていない。また、温暖化により、できるだけ標高の高いゲレンデを利用するということが求められている。かなり雪のない年でも、ゴンドラの下のあじゃら山の頂上に近い所はかなり雪がある。

外資も含めて、高原スキー場を経営する。そういう業者を募集するというようなことを、やってはいかがか。

④あじゃら山の通年観光について。観光庁のホームページに掲載の「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」というのがある。民間事業者かＤＭＯいわゆる観光地域づくり法人が申請することになっている。総合計画を作って、来年にでも申請していくということを、検討してはいかがか。

答（二）（町長）

①私が町長就任した平成二十二年以降、バブル期の過度な拡張路線ではなく、身の丈にあった「温泉街と一体となったスノーリゾート」を目指し、歴史ある大鰐温泉の資源と地域コミュニティを大切にしてきた。

現在は、ファミリー層の利用と競技・育成の場としての機能を両立するスキー場となっているが、地域密着型のスキー場としてアットホームな雰囲気で滑れるのが最大の魅力と認識している。今後も伝統ある競技スキーの拠点としての機能を維持し、大会の誘致等によるスキー関係人口の創出を図っていく。

②のちほど担当課長より答弁させる。

③近年の日本国内では、経営難に陥ったスキー場やリゾートエリアを海外資本などが買収し、高級リゾートとして再開発する事例が見受けられる。「高原エリアへの外資導入」については、資金面での効果が期待される一方、宿泊施設等の価格上昇や、事業撤退のリスクなどの課題も考えられる。このため、高原スキー場の再開や運営事業者の募集については、安定的かつ継続的な運営を確保できるかなど、解決すべき課題が多いことから、現時点では難しいものと考えている。

④本町の観光振興にとって重要な課題であると認識している。

ＤＭＯについては、補助事業の活用を目的として設立するものではなく、本町の観光地域づくりにおける必要性や役割、推進体制、財源などを十分に検討したうえで判断すべきものと考えている。このため、本町としては、現時点で直ちにＤＭＯの設立を進める考えはなく、まずは、あじゃら山を中心とした既存の観光資源の磨き上げや、四季を通じた誘客メニューの充実、指定管理者をはじめとした関係団体や事業者との連携強化を進め、本町に適した観光地域づくりを推進してまいりたいと考えている。

また、観光庁の「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」については、インバウンド誘客や地域一体となったリゾート全体の競争力を高める取組を支援するものであり、民間事業者等から具体的な事業提案があった場合には、個別に検討してまいりたいと考えている。

答（二）**（建設課長）**

②年度別入込数と索道輸送人員について、平成元年度から平成二十一年度までの国際エリアと高原エリアそれぞれ分けて、お答えする。

まず平成元年度、国際エリア入込数が十万九千七百五十四人、索道が五十五万三千五十七人。あじゃら高原入込数、十五万二千十四人。索道が、九十一万六千三百八十三人。平成二年度、国際入込数十一万四千八百五十六人。索道、百九万八千六百三十一人。高原エリア入込数が二十六万六千三百七十二人。索道で百八十三万六千七百十一人。平成三年度、……（中略（※議事録参照））……平成二十一年度、ここが最終年度になり、国際エリア入込数、六千七百三十人。索道が十八万六千七百二人。高原エリア入込数六万三千九百七十八人。索道は三十五万九千五十一人となる。

問（三）平成二十七年四月に町内のすべての小学校が統合されて、新しい大鰐小学校が誕生した。統合にあたっては、有識者による検討委員会が何度も開かれ、様々な問題について提言をいただいた。その一つが、新しい校歌を作ることだった。結果的には、作詞渡辺なつみさん、作曲浜圭介さんにお願いすることになった。そして平成二十六年の三月には山田町長と当時、学務生涯学習課長だった私が上京して、両先生に直接お会いして、お願いした。

その後、浜先生のご厚意により、浜圭介杯カラオケ大会がはじまった。そこで質問する。

①浜圭介杯カラオケ大会はいつから何回開催したのか。それぞれ年度の参加人数を教えていただきたい。

②最後の開催はいつだったのか。浜先生は「僕が元気なうちにもっと大鰐町の役にたちたい。もっと僕を使ってください。」というようなことを言っていたが、なぜやめたのか。

③今後再開する見込みはあるのか。

答（三）**（町長）**

浜圭介杯カラオケ大会は、大鰐町にゆかりのある作曲家、浜圭介氏とのつながりを活かし、町の魅力発信と文化交流を目的として、町観光協会が主体となって、開催してきたイベントである。

①平成三十年に第一回が開催され、入込客数は約三百五十人、令和元年に第二回が開催されており、入込客数は約四百人であった。そして、コロナ禍を経て、最後の開催については、令和五年に第三回が開催され、入込客数は約三百人であった。

②主催者である観光協会において、運営体制や開催経費など、様々な事情を総合的に判断した上で、開催しないことになったものと認識している。

③今後の方向性としては、行政が単独で主催する形ではなく、多様な団体による実行委員会等が主体となり、町がそれを後押しする形が望ましいと考えている。

町民や関係団体から、自主的な企画や実行委員会の立ち上げなど、具体的な動きが出てきた場合には、町としても、必要な支援について協議してまいりたいと考えている。

（一）大鰐町が経済的にも強くなるために
（二）高齢者も暮らしやすい環境づくり
（三）もりもり子育て支援事業について



髙橋　浩二 議員

問（一）町の基幹産業である農業、そして地域の雇用と経済、暮らしを支えている中小企業や事業所。どの業種も燃料、資材、物価の高騰、利益が少なくなっていく中で上がる賃金などで疲弊している。農業は豪雪被害に鳥獣被害で大ダメージを受け、米に関してはやっと赤字経営から脱け出せるかと思えば、また赤字経営に戻りそうな流れに。中小企業や商店等事業所は、人口減によって仕事や売り上げが減り、農業も商工業も維持していくことが困難になっている。農業や商工業が元気にならなければ、町は経済的に強くなれない。それどころか衰退していくだけである。なんとしても食い止めなければならない。

これまでも自治体は、各分野に様々な支援をしてきている。しか

し、それでも現状はどの業種も苦しくなっている。

地域産業を振興する事で地域外への依存度を下げ、自立的な経済構造を構築する。すなわち、経済的にも強い大鰐町を構築していく。そのためにも農業、商工業に更なる支援をと思う。公共事業も減っているように感じる。災害があれば、いち早く町民のために動いてくれるのが地元の業者である。地元農業、地元商工業を育てるためにも、効果の見込める支援をと思うが、町のお考えはいかがか。

答（一）（町長） 本町の地域経済を支えている農業や商工業は、人口減少や担い手不足に加え、原材料費や燃料費、人件費などの上昇により、厳しい経営環境に置かれているものと認識している。

特に農業については、近年の高温や豪雪などの気象条件に加え、鳥獣による被害など、農業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

また、商工業についても、人口減少による消費市場の縮小や人手不足などにより、事業を継続していくことが難しくなっている事業者もあるものと認識している。

町では、これまでも、農業者に対しては、機械更新に係る補助や、りんご産業後継者育成研修の費用負担などを、商工業者に対しては、信用保証料の補助や、経営力向上を支援する取組みなどを実施してきた。

地域経済を持続的に発展させるためには、単に個々の事業者を支援するだけではなく、農業、商業、観光など、町内の産業が相互に連携し、町内で生産されたものを、町内で消費する、あるいは町外から消費を呼び込むといった、地域内で経済が循環する仕組みをつくることが重要であると考えている。

特に、本町には、りんごをはじめとする農産物や、温泉、スキー場などの観光資源があるので、これらを組み合わせながら、地域産品の付加価値を高め、町外への販売や観光消費に、つなげていくことが必要であると考えている。

また、地域の事業者は、災害時における物資の供給や復旧活動など、町民の安全・安心を支える重要な担い手でもある。

その意味でも、地域の事業者を守り、育てていくことは、地域経済対策であると同時に、町民の暮らしを守るための、重要な施策であると認識している。

今後も、既存の支援制度の効果を検証するとともに、財政支援に限らず、事業承継や人材確保、販路開拓、新たな商品開発など、それぞれの事業者が抱える課題に応じた支援を行ってまいりたいと考えている。

問（二） 「暮らしやすさ」を考えると、日々の買い物だけでなく、診療所や病院に行くのも気軽に、簡単ということが求められると思う。

また、災害時はどうしたら良いかなど、県の危機管理統括官に相談に行った。災害になった時、各地区で一人暮らしの方や、高齢者世帯を把握し、連絡網を作っておけば避難指示が出た場合でも、スムーズな行動ができ、それらの情報を自治体と共有しておけば、自治体も必要なサポートがスムーズにできるという話をいただいた。

買い物や医療施設に行くための足、何かあった時のための連絡網とその情報共有。高齢者が不便と思うこと、不安に思う事、一つでも多く解決できれば、それが暮らしやすい環境に繋がる。今現在困っている高齢者のために、また今後免許返納などで困る人達のために、そして災害時の不安を減らすために、町として高齢者の生活の足や、災害時の連絡網など、どのようにお考えか。

答（二）（町長） 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常の買い物だけではなく、医療機関などへの移動手段を確保することが、非常に重要であると認識している。

特に、運転免許証を返納した高齢者や、車を運転できない高齢者にとっては、買い物や通院のための移動手段の確保は、生活そのものに関わる問題である。

本町においては、これまでデマンドバスの運行など、町民の移動手段の確保に取り組んできた。今年度も地域公共交通に関する住民説明会を、実施する予定であるので、御意見や御要望などを踏まえながら、買い物や通院など、具体的な利用目的に対応できる交通手段について、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えている。

次に、災害時の高齢者への対応について、災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者をあらかじめ把握し、必要な支援につなげることは非常に重要である。本町では、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に支援を必要とする方の把握に努めている。

しかしながら、名簿を作成するだけでは、実際の避難行動につながらない場合もあるので、民生委員や社会福祉協議会、区会・町内会、消防、警察などの地域の関係者と連携し、本人の同意を得ながら、必要な情報を適切に共有できるよう、取り組んでいるところである。

今後も、高齢者ご本人やその家族、地域の皆様の声を伺いながら、関係機関と連携し、日常生活における移動支援と災害時の支援体制の充実を図り、高齢者も暮らしやすく、安心して住み続けられる町を目指していく。

問（三）もりもり子育て支援事業の支援内容が突然変更になり、当事者である親御さんから、また協力店からも厳しい声が上がっている。

町としては、大鰐町で一人でも多く子供を産んでもらいたい、そういう思いがあっての支援事業だと思う。そのためにも、元の支援内容に戻し、また、変更後の支援を受けた皆さんには、変更前と遜色のない支援をと思うのだが、町としてはどのようにお考えか。

答（三）（町長）本事業は、本町の住民基本台帳に登録されている新生児の御家族を対象に、米やりんごジュース、木製の積み木など、様々な大鰐産品を贈呈することで、郷土愛の醸成や産業の活性化促進、子育て支援の充実を図ることを目的とした事業である。

事業を開始した平成三十年度から令和七年度の期間で、約二百世帯へ、大鰐産品を贈呈した。

支援内容の変更については、今年の四月から贈呈品のうち、六十キロ分の米を受け取れる券を、三万円の金券に変更したものである。

事業内容については、新生児の御家族の声を大事にすることが重要であるので、御意見を踏まえ検討のうえ、適切に見直しを図ってまいりたいと考えている。

（一）農道、林道の整備について



三浦　道広 議員

問（一）町内の農道や林道を走ると、道路脇に生えている樹木が道に覆いかぶさり、その枝が風雪で下がったり、折れたりと、通行や除雪作業の妨げになったり、砂利が流されている道路では放置しておくと、穴や溝が出来て通行が出来なくなる可能性も大である。

事前に整備や、管理をすることで弊害のリスクを減らせると思うのだが、町の対応をお聞きしたいと思う。

答（一）（町長）道路上に樹木や草がはみ出していると、通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなることで交通事故を引き起こしてしまう恐れがある。

町有地から道路へはみ出している樹木等であれば、町で伐採等を実施し対応している。また、私有地から道路へはみ出している樹木等は、土地所有者に所有権があるため、支障木の所有者へ連絡調整の上、伐採等の対応をしているところである。

なお、大雨等で農道や林道に敷設した砂利が流され、通行に支障をきたす場合は、砂利を敷設しなおす等の復旧作業を行っている。引き続き、通行や除雪作業の妨げにならないように、道路パトロールをはじめ、関係機関とも連携し、危険箇所の早期把握に努め、必要な対策を講じていく。

（一）ケアラー支援条例について



前田　一裕 議員

問（一）後期高齢社会に必要な「ケアラー（介護）支援条例」。高齢者・身体の障がい等により、援助を必要とする人に対して、無償で介護その他の援助をしている家族等を、支援するために整備が必要と考える。

介護をされる人・介護をする人を、今以上の支援を行政として条例を制定し、町長が標ぼうする「オール大鰐で安全・安心に健やかで豊かな暮らしができるまちづくり」になると思う。

町として条例を推進するのかお伺いする。また、制定をしないのであればその理由を伺う。

答（一）（町長）高齢者や身体上又は精神上の障がいのある方など、日常生活において介護を必要とする方を援助する、ケアラーへの支援は、重要な課題であると認識している。

本町においては、地域包括支援センターをはじめ、各相談支援機関との連携を図りながら、既存の福祉・介護制度や任意事業により、個々の状況に応じた、相談支援や福祉サービスの提供に努めているところである。

現行の法律や既存の制度の仕組みにより、支援を行っていることから、現時点では条例を制定する考えはないが、既存の制度の活用を進めながら、今後の国・県等の動向を注視し、必要な施策を講じてまいりたいと考えている。

大鰐町の町民一人当たりの決算について

広報10月号で令和7年度の決算について掲載しましたが、町の財政状況をよりわかりやすくお知らせするため、町民一人当たりの決算を公表します。

令和7年度の決算額を令和8年3月末の人口（7,918人）で割ったもの、令和6年度の決算額を令和7年3月末の人口（8,165人）で割ったものです。

注：単位は全て円単位です。

1．一般会計の歳入

町の権限で収入できるもの（自主財源）とできないもの（依存財源）に区分しております。地方交付税が最も大きく、町民一人当たり435,413円となっており、歳入合計は808,850円となっております。

区　分		R7年度	R6年度
自主財源	町税	84,601	75,651
	分担金負担金	1,836	1,238
	使用料手数料	2,638	2,631
	財産収入	2,708	1,328
	寄附金	3,614	3,337
	繰入金	8,388	10,477
	繰越金	5,225	4,283
	諸収入	38,144	27,323
依存財源	地方譲与税	10,200	9,668
	地方消費税交付金等	32,656	29,446
	地方特例交付金	461	3,997
	地方交付税	435,413	412,251
	国庫支出金	88,474	98,918
	県支出金	49,607	44,830
	町債	44,885	89,754
歳　入　合　計		**808,850**	**815,132**

2．一般会計の歳出（性質別）

支出を性質別に区分したもので、支出が義務付けられる経費（義務的経費）、公共施設等の建設や災害復旧に係る経費（投資的経費）、その他の経費に区分しております。歳出合計は767,415円となっております。

区　分		R7年度	R6年度
義務的経費	人件費	112,362	101,902
	扶助費	100,558	107,861
	公債費	74,990	72,763
投資的経費	普通建設事業費	93,468	131,545
	災害復旧事業費	1,088	411
その他の経費	物件費	104,038	96,980
	維持補修費	32,911	37,265
	補助費等	112,079	112,040
	積立金	22,915	15,428
	投資・出資金	0	2,714
	貸付金	114	135
	繰出金	112,892	109,072
歳　出　合　計		**767,415**	**788,116**

3．一般会計の歳出（目的別）

支出を目的別に区分したものです。

区　分	R7年度	R6年度
議会費	7,696	7,584
総務費	118,340	96,797
民生費	191,861	202,762
衛生費	85,840	132,466
労働費	539	468
農林水産業費	27,463	26,764
商工費	16,218	18,711
土木費	120,002	106,445
消防費	33,428	35,934
教育費	89,881	86,958
災害復旧費	1,089	412
公債費	74,990	72,763
諸支出金	68	52
歳　出　合　計	**767,415**	**788,116**

4．基金残高

一般会計の基金、特別会計等の基金、定額の資金を運用する基金に区分しております。町全体の基金（貯金）残高は、町民一人当たり434,366円となっております。

区　分		R7年度	R6年度
一般会計	財政調整基金	178,547	163,055
	減債基金	41,242	28,473
	その他特定目的基金	147,233	126,574
特別会計等	国民健康保険財政調整基金	28,402	27,392
	介護保険財政調整基金	18,701	17,054
	温泉事業財政調整基金	1,746	1,684
	簡易水道事業財政調整基金	1,278	1,237
定額運用	土地開発基金	2,126	2,061
	奨学基金	15,091	14,202
基　金　合　計		**434,366**	**381,732**

5．地方債残高

町全体の地方債（借金）残高は、町民一人当たり1,242,322円となっております。

区　分	R7年度	R6年度
一般会計	932,917	927,611
温泉事業特別会計	14,121	3,921
診療所事業特別会計	1,774	2,213
簡易水道事業会計	2,133	1,739
下水道事業会計	291,377	294,611
地　方　債　合　計	**1,242,322**	**1,230,095**



警察だより

黒石警察署大鰐交番
☎48・2241

薄暮時間帯・夜間の交通事故防止について

これから年末に向けて、薄暮時間帯（日没前後１時間ずつ）・夜間の**人と車両の交通事故**の割合が増加傾向にあります。

歩行者はヘッドライトなどで車を認識していても、ドライバーは歩行者を確認できていないことが多く、歩行者の「**見えているだろう**」とドライバーの「**そこにいたなんて**」という**視認性のズレが事故につながっている**と考えられます。

交通事故を防ぐポイント



★明るい目立つ色の服装・反射材用品の着用

薄暮時間帯・夜間は、歩行者が思っている以上にドライバーからは見えにくくなります。寒い時期は、黒や紺色などの暗い色の上着を着る機会が多くなりますが、外出するときは、意識的に白・黄色などの明るく目立つ色の服装を選びましょう。

さらに、反射材用品を身に着けることで、ドライバーから発見されやすくなります。反射材を着用している歩行者は、着用していない歩行者よりも**２倍以上手前**で発見できると言われています。「見えているから大丈夫」ではなく、「見つけてもらう」工夫をしましょう。



★早めのライト点灯と危険予測

「まだ明るいから大丈夫」と思わず、暗くなる前から早めにライトを点灯しましょう。車のヘッドライトは、対向車をまぶしくさせないように光の照射範囲を制限しているため、ロービームでは進路前方を遠くまで照らすことはできません。ライトが照らしていない場所に危険が潜んでいる可能性があることを意識して、対向車や先頭車がいない場合は、ハイビームを積極的に活用しましょう。

「歩行者がいるかもしれない」、「自転車が出てくるかもしれない」と危険を予測して、あらかじめ速度を落としたり、ブレーキを踏む準備をすることが大切です。特に、横断歩道や交差点、住宅地などでは速度を控え、危険に備えた運転を心掛けましょう。



「安全運転相談窓口」を活用してみませんか？

運転に支障がある病気等にかかった方やそのご家族等からの相談を受け付けています。

〈相談窓口〉
- 青森県運転免許センター
- 八戸、弘前、むつ自動車運転免許試験場
- 県内各警察署

～高齢ドライバーのみなさん、家族のみなさん～

運転に不安を感じたら、まずはご相談ください。安全運転ダイヤルでご相談できます。



【電話番号】＃８０８０
（シャープハレバレ）
【相談受付時間】午前９時から午後４時まで
（土、日、祝日及び年末年始を除く）

●この内容に関する問合先
青森県警察本部交通部運転免許課　高齢運転者等支援係・運転免許管理係　☎017・782・0081

マイナ免許証

マイナンバーカードに免許情報を記録し、運転免許として利用できるようになりました。
- 青森県運転免許センター
- 弘前・八戸・むつ運転免許試験場

で手続きが可能です。

※警察署では手続きができませんので、ご注意ください。

マイナ免許証の保有者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書（６～16桁の署名用電子証明書暗証番号）を警察に申出することなどにより、次のサービスを受けられるようになります。
- オンラインによる更新時講習
- 住所変更等は市町村窓口に届出するだけで、免許センター等での変更手続きが不要

詳しくは
青森県警察　マイナ免許

●この内容に関する問合先
青森県警察本部交通部運転免許課
☎017・782・0081

■お問合せ　黒石警察署大鰐交番　☎48・2241

令和8年度全国統一防火標語

火の確認

いい日を支える　いい習慣



１１月９日は「１１９番の日」



総務省消防庁では、毎年 11 月９日を「119 番の日」と定め、119 番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119 番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身に付けましょう。

【令和７年中の119番受付件数】

令和７年中に弘前地区消防事務組合管内（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）で受付した119番件数は１万８千193件で、１日当たり約50件でした。これは約29分に１件の割合で受付したことになります。

【119番通報のシステム】

弘前地区消防事務組合管内から加入電話（一般・IP）や携帯・公衆電話などで119番通報すると消防指令センター（※令和８年４月１日から「弘前・西北五地域共同消防指令センター」）につながり、そこから災害現場に最も近い消防署・分署に出動指令が出されます。

※携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、必ず市町村名から住所を話してください。管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。

【FAX119・NET119緊急通報システム】

聴くことや話すことが不自由な方への対応として、ＦＡＸやスマートフォン、携帯電話のインターネット機能（ＷＥＢ機能）による１１９番通報が行えます。（ＮＥＴ１１９緊急通報システムによる通報には、事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページ　https://www.hirosakifd.jp/　をご覧いただくか、ホームページから消防本部通信指令課へお問い合わせください。）

【119番は緊急電話です】

119番は緊急通報専用の電話です。災害や夜間・休日の救急病院等の問い合わせについては、下記へお問い合わせください。

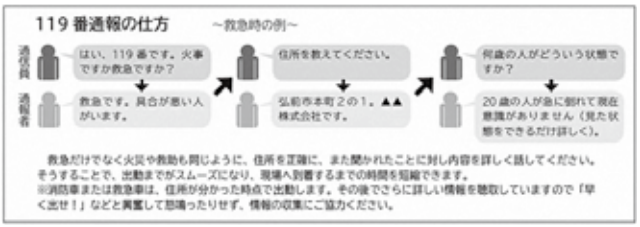
・**火災など災害のお問い合わせ**（災害情報テレホンガイド）☎050－5536－3896

・**夜間、休日の救急病院等のお問い合わせ**（医療機関紹介電話）☎050－5846－7780
※令和８年２月１日から音声ガイダンス方式となっております。

・**救急相談のお問い合わせ**（15歳以上対応）（あおもり救急電話相談）
☎＃7119（ダイヤル回線、IP 電話からは、017－718－0289）

・**お子さんの救急相談のお問い合わせ**（15歳未満対応）（青森県子ども医療でんわ相談）
☎＃8000（ダイヤル回線、IP 電話からは、017－722－1152）

■お問合せ　弘前消防本部通信指令課
弘前地区消防事務組合ホームページ https://www.hirosakifd.jp/ からお問い合わせください。



■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和８年９月末現在）

	令和８年	前年比
火　災	１件	－２件
救　急	２９１件	－７８件

【津軽広域連合より】レジンキーホルダー作り体験　― 参加者募集 ―

津軽広域連合では、圏域のお子さんを対象に体験教室を開催します。自分だけのオリジナル作品をつくってみませんか？ご応募お待ちしています！

【開催日時】 12月19日（土）　午前の部 10：30～12：00　午後の部 2：00～3：30

【開催場所】 藤崎町文化センター 3階　多目的ホール（現地集合・現地解散）
藤崎町大字西豊田一丁目1

【体験内容】 本物のお花を使ったレジンキーホルダーを作ります。

【講　　師】 cocoPri　對馬　宏美さん

【参 加 費】（A～Cのうち1つ選択）
①スタンダード（中身を固める）タイプ　　A：スノードーム型＝1,200円
②シャカシャカ（中身が動く）タイプ　　B：ツリー型＝1,650円
C：雪だるま型＝1,650円

【参加対象】 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村にお住まいのお子さん（4歳～。小学2年生以下は保護者同伴での参加をお願いします。親子での体験も可）

【募集人数】 各40人

【応募方法】「電子メール」に、**①住所（市町村名のみ）、②参加者氏名（ふりがな）、③学年・年齢、④作りたいもの（A～Cの中から1つ選択）、⑤希望時間（午前・午後・どちらでも可）、⑥保護者氏名（ふりがな）、⑦電話番号、⑧メールアドレス**を記入してお申し込みください。
※⑤～⑧は代表者のみ。2人以上または親子でそれぞれ製作する場合は、製作する方全員の①～④を明記ください。
※応募者多数の場合は抽選を行い、結果を12月4日（金）に⑧のメールアドレス宛にお知らせします。rengou@tsugarukoiki.jp からのメールを受信できるようあらかじめ設定をお願いします。

【申込期限】 11月25日（水）

■お問合せ・お申込み
〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20ヒロロ3階
津軽広域連合　レジンキーホルダー作り体験　係
☎31・1201　E-mail：rengou@tsugarukoiki.jp

詳しくはホームページへ【上記二次元コード】

【申込メール二次元コード】

【津軽広域連合より】地域資源レポート巡回写真展開催

圏域8市町村住民のみなさんから投稿された、津軽地域の素敵な写真やイラストを紹介する写真展を開催します。ぜひご覧ください！

■期間　11月6日（金）～11月15日（日）
■場所　大鰐温泉駅
■時間　始発～終電まで
※観覧は無料です。
※写真展は圏域8市町村施設を巡回して開催します。
※日程詳細は津軽広域連合ホームページを（右記二次元コード）ご確認ください。

■お問合せ
津軽広域連合　総務課　総務企画係　☎31・1201

【弘南バス株式会社より】路線バスの運賃を改定しました

2026年10月１日（木）から弘南バスの運賃を改定しました。弘前市発着の路線は「最大500円」でご利用いただけます！

弘南バスでは、2026年10月１日（木）より、運賃改定を実施いたしました。尚、引き続き弘前市を発着する路線の運賃は、一律上限500円となります。

また、運賃のお支払いには、「MegoICa（メゴイカ）」や「Suica（スイカ）」などの便利な交通系 IC カードをご利用いただけます。IC カードなら、乗車・降車時にタッチするだけでスムーズにお支払いできます。

現金を用意する手間もなく、バスをより便利にご利用いただけます。通勤・通学や買い物、通院など、日常の移動にもぜひ路線バスをご利用ください。

※詳細は、弘南バスホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。



これからも地域の皆さまの身近な交通手段として、安全・安心なバス運行に努めてまいります。

■お問合せ　弘南バス株式会社　弘前バスターミナル　☎36・5061

【青森県下水道協会より】「令和8年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習」の実施案内について

青森県下水道協会による「令和８年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習」が実施されます。

●講習日
令和９年１月14日（木）～１月21日（木）
●講習当日受付
講習開始時刻の30分前から５分前まで
●講習会場
【配管工認定講習】青森市、弘前市、八戸市の３会場より選択
【責任技術者更新講習】青森市、八戸市の２会場より選択
【配管工更新講習】青森市、八戸市の２会場より選択

●試験手数料（振込手数料は別途）
【配管工認定講習】 7,000円
【責任技術者更新講習】 7,000円
【配管工更新講習】 5,000円
●申込受付日
令和８年11月４日（水）～11月30日（月）
（土・日曜日、祝日を除く）



■手続き先・お問合せ　建設課　温泉水道室　☎55・6594

【クランピオニーつがるより】住民観光意識調査へのご協力のお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

対象地域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町
特　　典：アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、３か月ごとに10名様へ津軽地域の特産品セット（3,000円相当）をプレゼントいたします。※アンケートの回答は実施期間内でお一人様１回までとさせていただきます。
調査期間：令和８年４月１日～令和９年３月31日

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから➡





■お問合せ　（一社）ClanPEONY 津軽［クランピオニーつがる］
☎88・6090　Mail：cptsugaru@gmail.com

あなたの町の企業を全力応援!! 21あおもり経営支援通信

2026　Vol.8

事業承継
を全力応援!!

２１あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。

今回は、**親族内承継**について紹介します！

親族内承継のメリット･デメリット



11月は事業承継強化推進月間
お気軽にご相談ください！

事業承継には、子息などの親族に継がせる「親族内承継」、従業員や役員に継がせる「従業員承継」、第三者に継がせる「第三者承継」があります。この中でも、もっともなじみが深く、イメージしやすい方法が**親族内承継**です。

以前は事業承継の多くが親族内承継でしたが、近年は大幅に減少し、親族内承継・従業員承継・第三者承継いずれも３分の１くらいの割合になっています。

親族内承継の**メリット**は次の３点です。

① 一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
長年ともに仕事をしている間柄であれば、周囲も事業承継を自然な流れとして受け入れやすい傾向があります。

② 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。
早い段階からお互いの意思を確認しあい準備を始めることができます。

③ 他の方法に比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。
事業用資産や自社株式を後継者に集中させるための準備を早期に始めることができます。

また**デメリット**は次の２点です。

① 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。
少子化の進展で子供の数が減っているなか、大学を卒業し就職する方が多くなっています。
また、意欲はあっても経営能力があるとは限りません。

② 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難。
後継者の決定や経営権の集中に向けた取組の中で後継者以外の相続人に対する配慮が必要になります。

以上のようなメリット・デメリットを踏まえ、関係者との意思疎通を図りながら慎重に親族内承継手続きを進める必要があります。

次回は、親族内承継の具体的な進め方として事業承継・引継ぎ支援センターが行っている**事業承継計画の作成**について紹介させていただきます。

■問合せ先　青森県事業承継・引継ぎ支援センター（21あおもり産業総合支援センター内）
TEL　017・723・1040
メール　hikitsugi@21aomori.or.jp　　ホームページはこちら▶



こりす通信

株式会社　檜葉三百

こんにちは。檜葉三百（ひばさんびゃく）です。
毎月、地域の方を出会った順にインタビューさせていただき、お届けしていきます。

第十三回目は、

13 工藤（くどう） 準治（じゅんじ）さん

Jun's マスター

昼はラーメン、夜はカラオケスナック。長年、飲食や観光の現場を歩いてきた工藤準治さんに、店を開いた理由と大鰐への思いを伺いました。

これまで、どのような仕事をしてきましたか？



大鰐町で生まれ育ち、町内の小・中学校を経て、弘前市内の高校へ進みました。卒業後はコーヒー会社の営業を皮切りに、喫茶店や中古車販売、製造工場など、さまざまな仕事を経験しました。転機となったのは、スキー場での業務です。そこで飲食や接客の仕事に関わったことをきっかけに、ホテルで接客や店舗運営について学び、ホールの責任者も務めました。その後も飲食店や宿泊・観光施設などで働き、多くのお客様や仲間と接しながら、店づくりの経験を重ねてきました。

自分の店「Jun's」を始めたきっかけは？

ステーキ店の仕事を終えた頃にコロナ禍となり、母の介護や生活のことも考える中で、次の仕事を探していました。そんな時、ほぼ居抜きで初期投資を抑えて始められる今の店舗と出会ったんです。体調を崩していたこともあり、まずは昼のラーメン一品からスタートしました。近所の方に「ラーメン屋」として覚えていただき、体調が戻ってから夜の営業も開始。今は昼がラーメン、夜はカラオケスナックという形で営業しています。料理人として修業した経験はありませんが、長年現場で見て、食べてきた経験を頼りに、年配の方にも食べやすい味を考えています。

手頃な価格を続けるのは、なぜですか？

Jun's は、開店当時から一度も価格を変えていません。物価等が上がり経営は決して楽ではありません。それでも、大鰐町の方が値段を気にしすぎることなく、気軽に昼ご飯を食べられる店でありたいと思っています。「この値段なら、また来られる」と思ってもらい、地域の方の日常の中に店があり続けることを何より大切にしています。時には、お客様が畑で採れた野菜を持ってきてくれたり、「無理せず頑張って」と声をかけてくれたりすることもあります。店を支えているのは、料理を食べに来てくれるお客様だけではなく、日頃から気にかけてくれる地域の皆さんとのつながりです。

これからの大鰐に必要だと思うことは？

昔は町の中に働く場所があり、仕事帰りに飲食店へ出る人も多く、地域の中でお金と人が動いていました。今は店を続ける側も厳しく、外から人を呼ぶだけではなく、町民が働ける場所をどうつくるかが大切だと思います。

企業誘致だけでなく、弘前などへ通勤しながら大鰐に住める住宅環境を整え、温泉のある暮らしを選んでもらう方法もあるはずです。「働く場所」と「住む場所」の両方を考えることが、町を元気にする一歩になると思います。

昼はラーメン、夜は歌と会話を。地域に寄り添う店「Jun's」工藤さんとの会話も楽しいです！

編集後記

いつも明るく、冗談を交えながら場を楽しませてくれる工藤さん。今回も笑いの絶えないインタビューでしたが、話を聞いていくうちに、その内側にある熱い思いが見えてきました。手頃な価格を守り続けること、地域の人が気軽に立ち寄れる場所を残すこと、そして大鰐のこれからを本気で考えていること。普段の少しおどけた姿からは想像できないほど、一本筋の通った強さを感じました。笑顔の奥にある地域への優しさと覚悟。それこそが、工藤さんが多くの人から愛される理由なのだと思います。　（臼井）

9月の活動記録 檜葉三百

檜葉三百が大鰐町で活動を始めてから、１年が経ちました。この１年間、町内のさまざまな場所に行かせて頂き、多くの皆さんから大鰐の歴史や暮らし、地域への思いを聞かせていただきました。駅なかの活用やふるさと納税、地域おこし協力隊の募集など、町の未来につながる取り組みも少しずつ形になり始めています。大鰐に昔からある魅力や大切にしてきたものを見つめ直し、町の外へ伝え、次の世代へつないでいくことが私たちの役割です。支えてくださった皆さんに感謝しながら、２年目も町の皆さんと一緒に、一歩ずつ取り組んでいきます。

第16回大鰐町長杯＆ロータリークラブ杯あじゃらＣＵＰ結果

あじゃらＢＢＣ勝利目前 逆転許す

弘前東ＢＢＣに惜敗

◇1回戦（大鰐小学校グラウンド）

弘前東ＢＢＣ　０００　０４　４
あじゃらＢＢＣ　１０２　００３　３

※5回時間切れ

（弘）小野、直井―福士
（あ）工藤玄、棟方、工藤玄―棟方、工藤玄、棟方
▽三塁打 佐藤結（あ）▽二塁打 福士、岩谷（弘）佐藤碧（あ）

本大会には、当町からあじゃらBBCが出場しました。終盤まで試合を優位に進めていましたが、最終回に逆転を許し、惜しくも初戦突破とはなりませんでした。それでも、決して多くはない人数ながらも、どんな場面でも全員で声を掛け合う選手達の姿が印象的でした！

○優　勝：陸前高田ベースボールクラブ（岩手県）
○準優勝：鹿角 DREAMS（秋田県）
○第３位：ダイヤモンドクラブ八戸（青森県）



一回裏、あじゃらＢＢＣ二死三塁の好機に棟方が中前に適時打を放ち先制する



三回裏あじゃらＢＢＣ二死一二塁、佐藤結の適時三塁打で二者が生還し、３－０とリードを広げる



二回表、弘前東ＢＢＣ打線を三者凡退に抑えるあじゃらＢＢＣ先発工藤玄

大鰐町長杯グラウンド・ゴルフ交歓大会結果

●日　　時　令和８年９月11日（金）午前９時
●場　　所　あじゃら常設グラウンド・ゴルフ場
●参 加 者　164名
●参加協会数　15協会
●ホ ー ル 数　32ホール
●最優秀選手　高坂　昭雄　大館市
●男子の部優勝　高坂　昭雄　大館市
●女子の部優勝　福井　妙子　つがる市

◆男子の部

順位	氏名	団体名	打数	１打	２打	３打
1	高坂　昭雄	大館市	78	2	10	18
2	野沢　孝雄	黒石市	81	1	13	15
3	佐藤　周一	弘前市	81	1	12	17
4	藤本　勝郎	藤崎町	83	1	13	13
5	兼平　恒一	深浦町	84	2	9	15
6	長内　正司	鶴田町	84	2	8	16

◆女子の部

順位	氏名	団体名	打数	１打	２打	３打
1	福井　妙子	つがる市	86	1	12	12
2	間形きよえ	大鰐町	86	1	10	16
3	今井　靖子	平川市	87	1	12	12
4	岩谷　弘子	平川市	87	0	11	19
5	金枝まき子	平川市	88	2	4	20
6	小山美津子	青森市	88	1	9	17

※同打数同順位の場合は少数打数で、さらに年長者を上位と決定

特集 ～「大鰐魂」繋いだ想い～

去る8月28日に開催された第35回青森県消防操法大会に出場した町消防団第10分団（駒木地区）。今回、同大会に出場した団員と、ご指導いただいた弘前地区消防事務組合東消防署南分署の署員の方々から、訓練開始から大会当日までの感想を取材しました。5月から約3か月に渡り、仕事と家庭を両立しながら平日朝4時30分からの訓練に励んだそのエピソードを振り返ります！

消防団員が、迅速・確実・安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱いと操作の基本について、その技術の正確性や迅速性を競う消防操法大会。全国大会が二年に一回開催されることに伴い、青森県消防操法大会がその予選も兼ねて開催されており、令和八年度がその年となる。

今回、南黒地区消防協会からは大鰐町消防団（ポンプ車操法の部）と田舎館村（小型ポンプ操法の部）が出場することとなり、大鰐町消防団からは第10分団（駒木地区）の出場が決まっていた。

前回、同大会に大鰐町消防団が出場したのは平成28年度。その際も第10分団が出場し、第3位だった。操法大会と言えば、普段の仕事や家庭のことがある中で、その訓練に励むことになる。それは並大抵の気持ちでは取り組むことはできないだろう。

出場が決まった瞬間は、「正直、まだ実感が湧いていなかった。」と吹田敬雄分団長は言う。一方、吹田慎太郎1番員は「全力で頑張ろう」と意気込み、前田亮2番員は「噂には練習がきついときいていたので覚悟を決めた。」と話す。





5月下旬、本番に向けて、ついに訓練が始まった。ポンプ車操法の部では、指揮者・1番員・2番員・3番員・4番員・補助者で1チームが構成される。規律訓練、体力測定を経て選考された選手は6月に入ると、各操作員の基本となる動きとポンプ操法の流れに基づいた操作の訓練を中心に、徹底的に基礎を磨き上げた。7月に入ると、さらに放水訓練・ポンプ操作訓練が加わり、徐々にポンプ操法の形となっていく。そして8月。大会本番までついに1か月を切った。選手達は、放水訓練と反復練習を行いながら、各操作員の行動を入念に確認した。約3か月に及ぶ訓練を経て、「以前よりも結束力が増した。」と吹田澪指揮者、吹田陸哉4番員、吹田義衛補助者らは口を揃える。



迎えた8月28日、大会当日。会場には、出場する第10分団の選手達を応援しようと、大勢の地区住民や家族らが来場していた。「選手よりも緊張していた。」と吹田敬雄分団長。選手達の間にも緊張感が漂っていた。競技開始前、円陣を組む。想いを一線に…。緊張感は少しずつほぐれ、10年前のリベンジに燃えるそれぞれの「想い」は1つになっていく。「これまで応援やサポートしてくれた方々や出れない選手の分まで頑張ろうと思った。」と吹田一樹3番員。「いつもどおりやろう。」と吹田澪指揮者。冷静さは欠かさない。

そしてついに、競技が始まった。指揮者の号令で操作員が一斉に動き出す。吹田慎太郎1番員が俊敏な動きで駆け出す。前田亮2番員がその後方から続き、ホースを結合し、1線が完成。想いが繋がっていく。吹田慎太郎1番員が標的の火点をめがけて構えると、吹田陸哉4番員の的確なポンプ操作で想いが乗った放水が火点に命中する。これまでの練習のベストに引けを取らないほどの良い流れが続く。前田亮2番員と吹田一樹3番員が第2線延長のため駆け出すとそのスピードに会場がざわつく。そして前田亮2番員が見事火点に放水を命中させる。力強く美しい2本の水柱と、吹田一樹3番員が構える鳶口が引き締める会場の空気。訓練の成果は見事に発揮され、洗練された技術を魅せた。まさに「大鰐魂」。ホースの離脱を吹田陸哉4番員が締めくくり、各操作員が身体・服装の点検を行う。それぞれの「異常なし！」の報告を受けた吹田澪指揮者が終了報告し、会場内は大きな拍手と歓声に包まれた。



結果は3位。惜しくも優勝とはならず、悲願の全国大会出場には届かなかった。「優勝を狙っていただけに悔しかった」と吹田敬雄分団長をはじめ、選手達は悔しさを滲ませた。それでも、「これまでの訓練の成果を出し切ることはできた。」と前田亮2番員。訓練を指導していただいた消防署南分署員の方々、サポートしてくれた町消防団、支えてくれた家族、そして地域の方々への感謝の想いも溢れ出る。みんなが繋いだ「想い」。洗練された消防操法を威風堂々と披露し、その迫力と一体感で会場の注目を浴びた。「観客や関係者からも称賛の声が寄せられ、指導員として、『ここまで来たか。』と胸が熱くなりました。」と消防署南分署の佐藤禎淳操法指導員は振り返る。



続けて、「優勝にはあと一歩届きませんでしたが、この3位は決して順位だけでは語れません。選手たちの汗と涙、そして『勝ちたい』という思いを胸に積み重ねた3か月間の努力の結晶です。指導員として最後まで成長し続けた選手たちを誇りに思います。選手達と共に流した汗、悔しさ、喜び。その全てが、指導員として忘れられない財産となりました。」と語った。



普段の仕事と家庭に加え、早朝からの訓練は決して楽ではなかったはずだ。辛さもあっただろうが、それ以上に何事にも代え難い団結力を得たであろう。見事にこの約3か月に及ぶ訓練期間を走り抜けた第10分団、そして大鰐町消防団に心から敬意を表する。

「配管技能検定（学科・実技）試験対策講習」受講生募集のお知らせ

主に中小企業に在職中の方を対象とした試験対策講習を実施します。

●**日時**　令和9年1月6日（水）、7日（木）、8日（金）　午前9時～午後4時（休憩1時間）

●**場所**　弘前高等技術専門校（弘前市大字緑ヶ丘一丁目9-1）

●**定員**　10名　●**受講料**　1,600円

●**募集期間**　11月9日（月）～12月7日（月）

●**申込方法**　メールまたは郵送でお申し込みください（募集締切日必着）。募集開始初日より、当校ホームページ上の受講申請フォームからもお申し込みできます。

※受講申込書は当校ホームページからダウンロードできます。詳細は当校ホームページをご覧ください。

H https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen_zaisyokusya_01.html

問 弘前高等技術専門校　在職者訓練担当
☎32・6805
E hi-gisen@pref.aomori.lg.jp

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。医療チームの一員である看護補助者に関する相談も開始いたしました。お気軽にお越しください。

●**開催日**　令和8年11月16日（月）、12月21日（月）　令和9年1月18日（月）、2月15日（月）、3月15日（月）

●**場所**　弘前市就労支援センター（ヒロロ）

●**時間**　13時～16時まで受付

＊青森県ナースセンター（青森市）では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

問 公益社団法人青森県看護協会　青森県ナースセンター　〒030・0822　青森市中央3-20-30　県民福祉プラザ3階　☎017・723・4580

F 017・735・3836

E aomori@nurse-center.net

公共職業訓練「じむプロ！経理・総務科2（簿記・経理応用科2）」受講生募集のお知らせ

青森県で再就職を目指す方々を対象に、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。この訓練では、簿記・会計の知識と会計ソフト、Excel・Word等の総務・経理事務等の就職に有利な実務スキルを習得することができます。

●**募集期間**　11月27日（金）　正午まで

●**訓練期間**　令和8年12月15日（火）～令和9年6月14日（月）

●**場所**　キャリアスクールI・M・S（弘前市大字土手町134-8）

●**定員**　14名　●**受講料**　無料

●**申込方法**　ハローワークに受講申込書等応募書類を提出してください。訓練希望者の応募状況等により、実施できない場合がありますので、ご了承ください。

H https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen_itaku.html

問 弘前高等技術専門校　委託訓練担当
☎32・2713

あおもり性暴力被害者支援センターからのお知らせ

レイプや不同意わいせつなど、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方や、そのご家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

●**「りんごの花ホットライン」**
☎017・777・8349（やさしく）
または☎#8891
※専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

●**相談受付時間**　月～金　9時～17時（上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国のコールセンターにつながります。）

問 青森県県民活躍推進課
☎017・734・9228

令和8年度講師募集

公立小・中学校において、勤務が可能な児童・生徒の指導に当たる講師（臨時的任用職員）を募集しています。「ブランクが長いが問題ないか」など、お気軽にお問合せください。

●**応募資格**　小・中学校の教員免許状を所有している人　※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。（例）中学校（数学）の免許状を有している方が小学校で教科指導ができる。

●**応募方法**　ホームページ（左記二次元コード）に掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。

問 青森県教育庁中南教育事務所（弘前市蔵主町4　☎32・4451）

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付してください。

なお、一定の要件にあてはまる住宅や住宅用の土地を取得した場合には、必要な書類を添えて申請することにより、不動産取得税が軽減となる制度があります。詳しくは、県ホームページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/003_09fudousan.html）をご覧いただくか、青森県中南県税事務所までお問い合わせください。

問 青森県中南県税事務所課税第二課
☎32・1131（内線227）

宮下知事と対話しよう！「#あおばな」実施団体募集

●**対象**　県内所在の10人程度の参加者が見込まれる団体等

●**募集期間**　11月16日（月）～11月30日（月）

●**実施期間**　令和9年1月20日（水）～3月21日（日）

●**応募方法**　専用応募フォームから申込

問 青森県総務部広報広聴課
☎017・734・9138



行事予報



11月

1日（日）・2日（月）・3日（火）	○おおわに文化祭美術展　場所：町中央公民館
7日（土）	○大鰐温泉冬ねぷた
15日（日）	○おおわに文化祭芸能発表会　場所：地域交流センター「鰐 come」
29日（日）	○まるごと大鰐　秋の感謝祭　場所：地域交流センター「鰐 come」

12月

19日（土）	○大鰐温泉スキー場オープン（予定）
29日（火）～	○役場閉庁（1月3日（日）まで）

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■9月受付分

戸籍の窓口

（※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。）

お誕生おめでとう

お子さん（地区名）

・工　藤　瑞（み）　月（ずき）（大鰐1）
・川　村　　祭（まつり）（大鰐6A）



おくやみもうします

亡くなった人（年齢）地区名

・木　村　ア　イ（84歳）宿川原
・髙　屋　和　子（72歳）大鰐8
・原　子　ア　ツ（94歳）九十九森
・築　舘　　稔（66歳）唐牛
・吹　田　正　勝（88歳）駒木
・石　郷　鐵　雄（100歳）大鰐7A
・横　山　政　博（78歳）長峰
・三　上　トキヱ（83歳）居土

大鰐町の人口と世帯数
令和8年9月末日現在

人　口	**7,806人**
前月比	−13人
男	3,583人
女	4,223人
平均年齢	58.3歳
世帯数	**3,948世帯**
前月比	− 4世帯

発行　大鰐町役場（〒〇三八―〇二一一　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三）　編集　総務課　☎〇一七二―四八―二一一一

●広報おおわには町のホームページでも公開しています　【URL】http://www.town.owani.lg.jp/



今月の表紙

9月27日（日）、毎年恒例の町防災訓練が雨池スキーコミュニティセンター駐車場を会場に行われました。毎年この訓練を終えると、夏の暑さも徐々に収まり、秋、そして冬に向かっていく時の流れの早さを実感します。最近は、暖かい日差しが顔を覗かせるものの、やはり冬に向けて寒さは増していく一方ですね。体調管理に気を配り、風邪予防の基本となる手洗いうがいを徹底していきましょう！

あの夏の日差しと暑さが少しだけ恋しいですね…。

広報おおわに　No.778
令和8年11月号

発行　大鰐町
編集　大鰐町総務課

〒038－0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
TEL　48・2111
FAX　47・6742
H P　http://www.town.owani.lg.jp/
発行部数　3,800部

わになって みんなポカポカ 大鰐町

大鰐町

大鰐町ＨＰ　大鰐町 LINE